

令和8年3月5日

総務部人権推進課

「男女共同参画KOTOPラン2026（素案）」に関する
パブリックコメントの実施結果について

1 実施期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月30日（火）

2 周知方法

- (1) 区報12月1日号に概要掲載
- (2) 区ホームページに計画（素案）全文を掲載
- (3) こうとう情報ステーション（区役所2階）、生活応援課（区役所5階）、男女共同参画推進センター2階（情報資料室）に閲覧用冊子を配架
- (4) 人権啓発パネル展（12月4日～16日、江東区文化センター）にてポスター掲示、チラシ配架
- (5) 期間中に開催した男女共同参画学習講座にて周知

3 提出方法

区ホームページ（L o g o フォーム）・窓口またはF a x ・郵送

4 提出人数

11人

(1) 年代別

	人数（人）	構成比（％）
20代以下	1	9.1
30代	3	27.3
40代	2	18.2
50代	4	36.3
60代	1	9.1
合計	11	100.0

(2) 提出方法別

	郵送	FAX	窓口	区 HP	合計
人数 (人)	0	0	0	11	11
構成比 (%)	0	0	0	100	100

5 意見の種類別件数

目標	件数
I 男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図ります	11
II 様々な活動・分野での男女共同参画を推進します	16
III 一人ひとりの望む働き方の実現と女性の活躍を支援します	4
IV 人権を尊重し、あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援体制を強化します	5
全体に関するもの	8
その他	2
合計	46

6 ご意見と区の考え方

目標	意見番号	ご意見	区の考え方(まとめ)
目標 1	1	町会・自治会の行事(お餅つき等)において、男性は力仕事、女性は調理といった役割分担が慣習として定着している例が、まだまだ多く見られます。固定的な性別役割分担意識の啓発をより充実させてほしい。	固定的な性別役割分担意識の解消に向け、男女共同参画学習講座や広報等を実施しております。今後も引き続き、男女共同参画の意識啓発に取り組んでまいります。
目標 1	2	施策3の2「男女平等観を育む学習や指導の実施」について「課題」において、「年齢に応じた性教育の充実」が求められているにもかかわらず、性教育が「主な取組」に入っていないので、ジェンダー平等の達成やジェンダー役割意識の解消の手段として、包括的性教育を「主な取組」に位置づけしてほしい。	本区においては、各校で性教育の全体計画や指導計画を作成し、学習指導要領に基づいた性教育を行っており、全校園において「生命の安全教育」を実施している状況です。包括的性教育についても、人権尊重を基盤とする中で、人間関係や性の多様性など、幅広いテーマを体系的に学ぶものであると認識しており、今後の学習指導要領改訂の動向等も踏まえて検討をしてまいります。
目標 1	3	施策4の1「LGBT等についての意識啓発」についての意識啓発の事業として、性的マイノリティが抱えさせている困難やその解消について、窓口対応する職員のみならず幹部職員も含めた研修を行ってほしい。	幹部職員を含めた全職員に対して「人権研修」を実施しており、その中で性的マイノリティが抱えさせている困難やその解消について意識啓発を行っております。LGBT等についての意識啓発については、施策11の1「職員研修の充実」として記載しております。
目標 1	4	学校での性教育は重要であり、性のあらゆる面をタブーとせずような考えが定着しない幼稚園などの小さいうちから徐々に進めてほしい。	本区においては、各幼稚園、学校で性教育の全体計画や指導計画を作成し、幼稚園教育要領や学習指導要領に基づいた「生命の安全教育」を実施しており、今後も継続してまいります。
目標 1	5	LGBTの教育は自己の確立ができていない小学生からでは早すぎるので中学生以降の指導してほしい。	LGBTに関わる内容については、人権について学ぶ際にこどもたち一人一人が偏見や差別なく、性の多様性について理解を深めるよう学習を進めております。今後もLGBT等に関する情報提供や学習機会を通じ、セクシュアリティについての理解促進に努めてまいります。
目標 1	6	包括的性教育は人権や多様性、自己決定を学ぶうえで不可欠な教育であるにもかかわらず、教育に関する項目の中で一切見当たらないので、計画に明記してほしい。	包括的性教育については、人権尊重を基盤とする中で、人間関係や性の多様性など、幅広いテーマを体系的に学ぶものであると認識しており、文言については、今後の学習指導要領改訂の動向等も踏まえて検討をしてまいります。
目標 1	7	施策4の3「LGBT等への支援」について、セーフティーネットとなるコミュニティスペースの確保が必要と考えるので、他自治体での取り組みを参考に、江東区でも取り組んでほしい。	いただいたご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。
目標 1	8	江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について、より多くの紙面を割いて丁寧な説明を行ってほしい。	限られた紙面の都合上、区の取組をそれぞれ説明することは難しく、江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度につきましては第1章「江東区を取り巻く動き」の「江東区の動向」の中で要約し説明しております。
目標 1	9	多様性の必要性は認めるが、それを受け入れる必要はない。	令和5年6月「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。本区といたしましては多様性を認め合う社会の実現に向けて取組を推進してまいります。

目標	意見番号	ご意見	区の考え方(まとめ)
目標 I	10	<p>「施設5の6「生理用品無料提供システム」の設置(新規)」についてとても素晴らしいと思いますが、区の公共施設のみならず学校などでも設置を希望します。また私立学校などにも、設置のための支援をしてほしい。</p>	<p>生理用品は、区立小中学校すべての保健室に配備しております。また、保健室が不在の際に受け取れない状況を避けるため、保健室以外への配備も進めております。児童・生徒が生理用品を確保できない背景には、経済的な事情だけでなく、ネグレクトや心身の問題などが関係している可能性もあるため、養護教諭等が家庭や心身の状況を聞き取る機会を確保し、成長過程で必要となる生理用品を準備・携行することの重要性を認識する妨げにならないよう、保健室に生理用品を常備し、申出のあった児童・生徒に直接渡すことを基本としております。</p> <p>今後も、子どもの気持ちに寄り添った、よりよい設置の在り方を、児童・生徒・学校とともに検討してまいります。また私立学校への支援等も含めた今後の方向性については、利用状況を踏まえて検討してまいります。</p>
目標 I	11	<p>「ゲートキーパー」とは何か。社会に広く浸透している言葉ではないように感じるので、解説をつけてほしい。</p>	<p>専門用語等につきましては、用語解説を記載いたします。</p>
目標 II	12	<p>「家庭における固定的な性別役割分担意識の解消」について、家庭では男性(父親)が決定権を持つべき、という意識(家長制度的な考え)についても払拭する対象にしてほしい。</p>	<p>「家庭における固定的な性別役割分担意識の解消」につきましては、ご指摘いただいた内容以外にもアンケート等の意見を集約し、さまざまな角度から固定的な性別役割分担意識を払拭できるような講座等を検討してまいります。</p>
目標 II	13	<p>施設7の2「地域活動を担う女性リーダーの育成」の主な取組について、パルカレッジは、「女性リーダーの育成」のためだけのものではないので、男性の変化も促しうる点で、施設6にも位置づけしてほしい。</p>	<p>パルカレッジについては女性リーダーの育成のほか固定的な性別役割分担意識の解消、ワーク・ライフ・バランス等の啓発など複合的な要素も含まれておりますが、主たる目的として施設7での表記とさせていただきます。</p>
目標 II	14	<p>施設8の「男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の推進」について、「避難所における女性や性的マイノリティのプライバシーの確保及び性暴力対策」についても取り組んでほしい。</p>	<p>地域防災計画において、女性や子ども、LGBT等の視点を踏まえた防災対策の充実を図ることとしており、本計画施設8において取り組みを進めております。令和6年度には避難所の防犯対策として、プザー等の配備や女性向けの備蓄物資の充実を図りました。</p>
目標 II	15	<p>江東区内の公共トイレにおいて、男性用トイレが外部から視認できてしまう構造によりプライバシーが守られないケースや、女性用個室の不足により恒常的な湿雑が発生しているケースが見られるので、男性のプライバシーや女性のプライバシーの向上に配慮したトイレの整備を進めてほしい。</p>	<p>本区施設の改築、改修の設計にあたっては、外部からの視認性に配慮するとともに、各施設所管課から利用実態を聞き取りをした上で、その施設ごとに必要な女性用個室数を整備してまいります。</p> <p>学校施設につきましては、改築、改修に合わせてプライバシーが守られる構造となるよう整備してまいります。また、女性用個室につきましても、収容人数に合わせて不足がないように整備してまいります。</p> <p>公衆トイレのうち、男性用トイレについては、改築の際に、設置場所の周辺情報に応じて目隠しフェンスや植栽などで視界を遮るなどの工夫をしております。また、公園内にある公衆トイレについては、公園の敷地面積に応じて、建築できる建築物の面積に制限があるため、公園の規模によっては、公衆トイレの建築にあたり、女性用個室の設置スペースを確保することが困難な場合がございます。女性用個室の設置については、面積の制限や現地の状況、地域ニーズなどを踏まえ、総合的に検討してまいります。</p>
目標 II	16	<p>災害時の要配慮者(妊婦や乳幼児など)の支援を拡充してほしい。</p>	<p>災害時における妊婦や乳幼児を含む要配慮者への支援について、個別避難計画の作成や拠点避難所での要配慮者スペースの整備、必要物資の備蓄の充実などを今後も進めてまいります。</p>

目標	意見番号	ご意見	区の考え方(まとめ)
目標Ⅱ	17	災害時に女性・こどもの二次的な避難所を開設してください。	災害時に女性・こどもが安心して過ごせる避難所の整備は、受け入れ施設の確保や運営体制、人員配置など、課題が山積しているため、今後、関係所管と課題を共有しながら方向性を考えてまいります。
目標Ⅱ	18	プロジェクトスマイルだけでなく、企業や大学(例:芝浦工大)、町会との連携、や江東区の医療機関、助産師会、防災士会等と連携し、災害対策に女性参画を進めてほしい。	防災事業に取り組み、女性参画の視点を関係所管と共有し、地域関係団体等と積極的に連携しながら進めてまいります。また、江東区では医師会・助産師会等と連携し、毎年総合防災訓練を実施しており、今後も災害対応力の向上に向けて取り組んでまいります。
目標Ⅱ	19	男女共同参画推進センターで働く職員を、災害時には避難所運営や地域防災会議に参加させ、女性の視点を政策に反映できるようにしてほしい。	避難所開設運営訓練においては、女性やこども、高齢者、障がい者など多様なニーズを想定した訓練を実施しております。引き続き、多様なニーズに対応した訓練を実施してまいります。また、地域防災計画において、男女共同参画の視点を踏まえ、女性の参加の促進を図るものとしております。男女共同参画推進センターに勤務する職員の避難所運営本部会議への参加については、今後検討してまいります。なお、江東区防災会議には、男女共同参画推進センターを所管する部長が委員として出席しております。
目標Ⅱ	20	女性視点到った避難所運営ができるよう女性の防災リーダーを育成してほしい。	本区では令和6年度から男女問わず、将来の防災リーダー育成を目的に避難所運営サポーターの募集を行っております。
目標Ⅱ	21	内閣府発行の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を活用してください。	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を活用し、防犯ブザーの備蓄などの対応をしております。引き続き、本ガイドラインを踏まえ、男女共同参画の視点を含めた防災事業を検討・推進してまいります。
目標Ⅱ	22	災害の際「男性がいなくて力仕事回らない」「女性回らない」「女性がいなくて炊き出しができない」という状況にならないよう性別によらず誰もが多様な役割を担える体制づくりを推進してほしい。	避難所開設・運営訓練において、資機材設置などを男女問わず体験できる機会を設け、誰もが担えるスキルを身につけられるよう取り組んでまいります。
目標Ⅱ	23	DVや性暴力相談体制を防災計画と連携し、防災計画の中に、男女共同参画推進センターの役割を盛り込むことで、性暴力防止、女性の健康支援など災害時特有の課題に対応できる災害時の相談・支援拠点としてほしい。	今後、関係機関と連携しながら、男女共同参画推進センターの役割を地域防災計画に位置付ける点について検討を進めてまいります。
目標Ⅱ	24	「施策9 区の審議会等への女性の参画推進」について「課題」では、極めて適切な現状分析が行われていますが、制度面に対応する「主な取組」の記載がないので具体的な制度改革に取り組んでほしい。	「基本事務マニュアル」や行政会議等において「女性の参画率を向上させるための積極的改善措置」を周知し、全庁的に取り組んでおり、今後も継続的に働きかけを行ってまいります。
目標Ⅱ	25	区の審議会等への女性の参画推進で、男女とも様々な年齢層を参加させ、多様な意見を反映できる形にしてほしい。	いただいたご意見は関係部署と共有し、審議会等の運営の参考とさせていただきます。
目標Ⅱ	26	施策10の4「区民との協働・交流の充実」についてフォーラムやパルまつりだけでなく、平時の講座においても区民からのリクエストを広く受け付けるなど、区民参加型事業を拡充してほしい。	男女共同参画学習講座については毎回アンケートを実施し、希望の講座、内容満足度等を把握し、講座内容の充実を活かしております。今後もアンケート等を通じ、講座内容の充実・拡充に努めてまいります。

目標	意見	区の考え方(まとめ)
目標Ⅱ	江東区男女共同参画審議会の運営で区民の参加人数をもっと増やし、審議会の回数も多くするべきである。公募区民については周知が足りない点もあるのです。点も工夫してほしい。	江東区男女共同参画審議会の設置、委員数等については条例等で定まっているため、制限がありますが、各関係団体等を含め幅広い分野から人材を確保し、審議の充実を図ってまいります。また区民公募の広報につきましては、区報のみならず、SNS等を活用することにより広く周知を図ってまいります。
目標Ⅲ	待機児童対策を充実させてほしい。	本区では、保育の必要性の認定を受け、認可外保育施設指導體験基準を満たすベビーシッターを利用されている方に対して、「認可外保育施設等保護者負担軽減補助金」による支援を行っております。対象としては、0～2歳児クラス(住民税非課税世帯)および3～5歳児クラスの方に補助を実施しております。なお、保育の必要性の認定のない方にも、未就学園児を対象に、ベビーシッター利用支援事業として補助を実施しております。
目標Ⅲ	保育園や学童に預けやすくしてほしい。また保育士や学童の先生の待遇も改善していただきたい。	認可保育園の定員については、地域ごとの保育需要に合わせて定員適正化を実施しています。また、認可保育園の保育士の待遇の改善につきましては、国の制度による「処遇改善加算」や、東京都のキャリアアップ補助金等を活用し、事業者による職員の賃金改善や資質向上への取り組みに対して補助を行っております。なお、保育士等の家賃補助制度も実施しております。また学童につきましては、江東さすくクラブの量の確保策として定員増を図っており、今後必要に合わせて確保策を実施し、職員の処遇改善も継続して実施してまいります。
目標Ⅲ	施策14の「養育費確保支援事業」についてぜひ進めてください。	養育費確保支援事業は、令和4年度に事業を開始し、令和6年度には新たにADR(裁判外紛争解決手続)による養育費の取り決めについても補助対象に追加いたしました。今後もし引き続きひとり親家庭の支援に取り組んでまいります。
目標Ⅲ	施策16の「多様な働き方や価値観についての理解の促進」についての理解の促進について先進的な取り組みをする中小企業に対して助成金を与えるなど、抜本的な対策をしてほしい。	国や東京都において、育児・介護休業に関する助成事業などが実施されていることから、区としては同制度の周知を行うことで、区内中小企業への取組みの促進を図っております。現時点で助成金を支給する考えはありませんが、男女とも仕事と育児・介護を両立できる雇用環境整備は必要であるため、育児・介護休業法改正に伴う企業の動向等を注視し、必要な施策等を検討してまいります。
目標Ⅳ	目標Ⅳについて、女性だけでなく、多くの性的マイノリティも性暴力やセクハラの対象となっているので「性」に関するあらゆる暴力や困難をなくすため、女性や性的マイノリティへの支援体制を強化します」などと表現を交えてほしい。	目標Ⅳは「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく計画として位置付けられているため、「困難な問題を抱える女性への支援」を掲げています。また、性に関するものだけでなくあらゆる暴力を根絶することを目標としています。
目標Ⅳ	施策19の「男女間の暴力被害」という文言についてDVは「男女間」のみで起きるとは限らないので、「親密な関係における」や「性」に関する」などといった性別を問わない文言にしてほしい。	いただいたご意見を踏まえ修正いたします。
目標Ⅳ	施策19の「デートDV防止の出前講座の実施」について「出前講座」自体はよい取り組みですが、学校ごとに自前で、自分や他者の権利と尊厳を守るための包括的性教育が行われるよううにしてほしい。	各校では性教育の全体計画や指導計画を作成し、学習指導要領に基づいた性教育を行っており、出前講座についても実際に応じて取り組んでおります。包括的性教育についても、人権尊重を基盤とする中で、人間関係や性の多様性など、幅広いテーマを体系的に学ぶものであり、今後学習指導要領改訂の動向等も踏まえ各校における推進策等を検討してまいります。

目標	意見番号	ご意見	区の考え方(まとめ)
目標Ⅳ	35	施策22の「江東区困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議(新規)」について新たな取り組みに期待しています。	関係機関の連携強化や資質向上等に取り組んでまいります。
目標Ⅳ	36	施策26の「女性の居場所運営費補助金交付事業(新規)」はともよも新規事業だと思いますが、困難を抱えさせられている性的マイノリティやそうかもわからないと思っている人々の「居場所づくり」も支援してほしい。	施策26は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく事業となっております。性的マイノリティの方の居場所づくりにつきましては、他自治体での取り組み等について今後の参考とさせていただきます。
全体	37	2江東区を取り巻く動きの「国の動向」についていわゆる「LGBT理解増進法」についての記述がないので、ジェンダーに関する「国の動向」として記載してほしい。	第1章の2「江東区を取り巻く動き」の中で記載いたします。
全体	38	「令和6年度に実施された意識実態調査」について各所で記載されているが、実施主体等を含めどのような調査なのか明記してほしい。	意識実態調査の実施主体等詳細については資料編に記載いたします。
全体	39	7ページに掲載されている表について、各項目の後ろに、該当ページ番号を記載するなど見やすくしてほしい。	見やすさの点を考慮し、該当ページ番号を記載いたします。
全体	40	プランのタイトルが「男女」という二つの性別を前提としているので、副題の工夫や愛称の設定などを含め名称を検討してほしい。	男女共同参画KOTOプラン2026の名称につきましては10年計画の後期計画という位置付けから、前期計画との関連性を持たせるため、男女共同参画KOTOプランの名称を継続使用しておりますが、副題において多様性を感じられる表記といたしました。
全体	41	男女共同参画推進センターの位置が不便で、他部署と連携して様々な施策を実施していくことが難しいので、庁舎に分室を設置してほしい。	現庁舎におきましては、新たな行政需要への対応として、優先度の高い窓口の設置や組織改正に伴う部署新設を進めており、庁舎の収容能力は限時に近い状況です。このため、男女共同参画センターの分室を庁舎内に設置することは現時点では困難と考えております。また、他部署との連携につきましては、人権推進課を男女共同参画センターに移設し、事業推進の円滑化を図る体制を整えており、今後、現行の環境下で効果的かつ効率的な事業展開が可能となるよう、引き続き努めてまいります。
全体	42	意識調査の結果などの主観的なイメージに偏ることなく、賃金格差の実数、管理職登用率の推移、具体的な被害相談件数など客観的な数値データに基づいて状況を分析し、計画を実施してほしい。	就労状況や女性の参画状況、相談件数等客観的な数値データも参考に計画を策定しております。
全体	43	男女共同参画に関して必要性を感じないのでやめてほしい	ジェンダー平等の実現はSDGsの目標の一つとして世界的な課題であり、国も男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画を推進しています。本区においても、すべての区民が互いの人権を尊重し、性別等にかかわらず性の多様性が尊重され、価値観、生き方等の様々な違いを理解し合う江東区の実現を目指し施策を推進してまいります。
全体	44		

目標	ご意見	区の考え方(まとめ)
意見番号 45 その他	子供が幼い時期は授乳などできる女性が育児に集中した方がよい。子供が幼い時は女性が育児に専念できる環境の推進を希望する。	本区では、「こども計画」を策定し、男女問わず保護者の子育てを支えることを基本目標として、施策を推進しております。多様な育児方法があるなかで、夫婦が適切な育児方法を選択できるよう、妊産婦健康診査やゆりかご面接・新生児(産婦)訪問指導などの相談支援や情報提供を行っております。また、訪問による家事や育児を支援する「こうとう家事・育児サポート事業」を展開し、子育て家庭の負担軽減を図ることで、家庭の状況に応じた育児が行いやすい環境の創出にも努めております。
46 その他	海外では同姓愛者が養子を性的虐待する事例もみられるので、里親制度の活用の際は注意してほしい。	ご意見をいただいた事業は、東京都の所管となっておりますので、担当部署へ申し伝えま